

令和 7 年 3 月 3 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

ひたちなか市立佐野幼稚園

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和 6 年度において、佐野幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4 月	32,750	41,180	0
5 月	32,750	41,180	0
6 月	32,750	41,180	0
7 月	32,750	41,180	0
8 月	32,750	41,180	0
9 月	32,750	41,180	0
10 月	32,750	41,180	0
11 月	32,750	41,180	0
12 月	32,750	41,180	0
1 月	32,750	41,180	0
2 月	32,750	41,180	0
3 月	32,750	41,180	0
合計	393,000	494,160	0

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。

令和 7 年 3 月 3 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

ひたちなか市立東石川幼稚園

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和 6 年度において、東石川幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4 月	32,750	41,180	0
5 月	32,750	41,180	0
6 月	32,750	41,180	0
7 月	32,750	41,180	0
8 月	32,750	41,180	0
9 月	32,750	41,180	0
10 月	32,750	41,180	0
11 月	32,750	41,180	0
12 月	32,750	41,180	0
1 月	32,750	41,180	0
2 月	32,750	41,180	0
3 月	32,750	41,180	0
合計	393,000	494,160	0

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。

令和 7 年 3 月 3 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第一幼稚園

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和 6 年度において、那珂湊第一幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4 月	40, 210	48, 640	0
5 月	40, 210	48, 640	0
6 月	40, 210	48, 640	0
7 月	40, 210	48, 640	0
8 月	40, 210	48, 640	0
9 月	40, 210	48, 640	0
1 0 月	40, 210	48, 640	0
1 1 月	40, 210	48, 640	0
1 2 月	40, 210	48, 640	0
1 月	40, 210	48, 640	0
2 月	40, 210	48, 640	0
3 月	40, 210	48, 640	0
合計	482, 520	583, 680	0

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、3, 300 円を加算した額となります。

令和 7 年 3 月 3 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第三幼稚園

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和 6 年度において、那珂湊第三幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4 月	40, 210	48, 640	0
5 月	40, 210	48, 640	0
6 月	40, 210	48, 640	0
7 月	40, 210	48, 640	0
8 月	40, 210	48, 640	0
9 月	40, 210	48, 640	0
1 0 月	40, 210	48, 640	0
1 1 月	40, 210	48, 640	0
1 2 月	40, 210	48, 640	0
1 月	40, 210	48, 640	0
2 月	40, 210	48, 640	0
3 月	40, 210	48, 640	0
合計	482, 520	583, 680	0

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、3, 300 円を加算した額となります。